

「デジタル認証を活用した本人確認方法の普及等」に関するご提案

2024年4月15日

楽天モバイル株式会社

はじめに

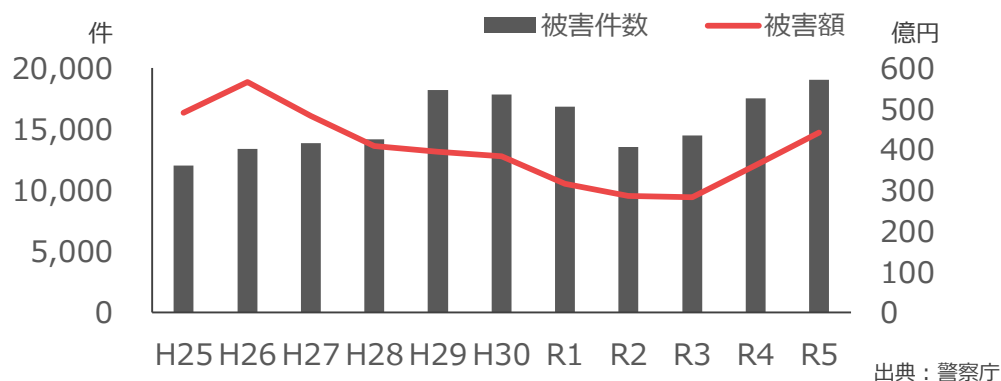
- 携帯電話不正利用防止法(以降携帯法)における本人確認方法として、“不適正利用の防止”や“デジタル社会の実現”の観点を踏まえた本人確認方法の導入をご提案させていただきます。
- ご提案させていただく方法は、犯罪収益移転防止法(以降犯収法)に基づきいわゆる「依拠」の形で従来より金融業界で実施されているものであり、金融業界では、セキュリティ認証を実施することで、「なりすまし」等の不適正利用抑止に取り組んでおります。
- 一部の本人確認方法が廃止される方向性となっていることで多くの国民の利便性が損なわれることが想定されるため、不適正利用を増やさない代替的な方法として上記のご提案をさせていただきます。

“不適正利用の防止”の観点

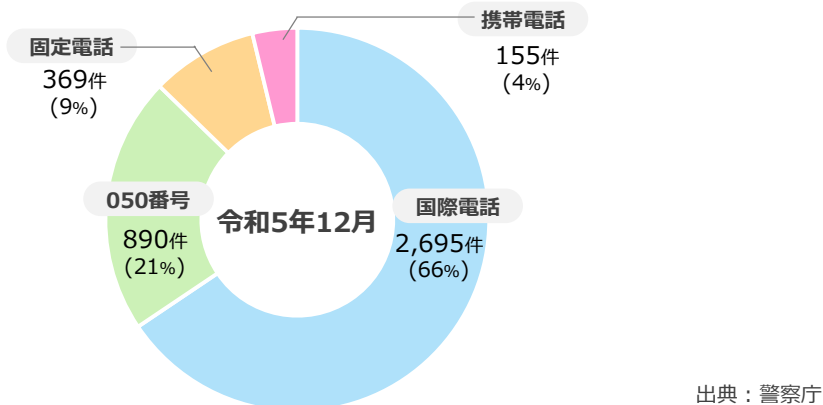
- ✓ 特殊詐欺の件数/被害額は増加傾向であり、精巧に偽変造された本人確認書類の悪用等、特殊詐欺に使われる手法はますます高度化・複雑化
- ✓ 本人確認の実施により不適正利用を防止・牽制でき、サービス全体の安全・安心にも繋がるものと理解

特殊詐欺の現状

特殊詐欺被害の推移



特殊詐欺に利用された電話の内訳



本人確認による不適正利用防止

本人確認には不適正利用を防止する効果がある

不適正利用の未然防止

不適正利用行為を目的とした利用者のサービス登録・利用を防ぐ

不適正利用の牽制

なりすましを防止することで、不適正利用行為を牽制する

不適正利用発生時の対応

本人確認記録を参照することで、不適正利用者の特定や賠償請求等が可能

サービスの各段階における不適正利用を防止・牽制でき、サービス全体の安全・安心に繋がる

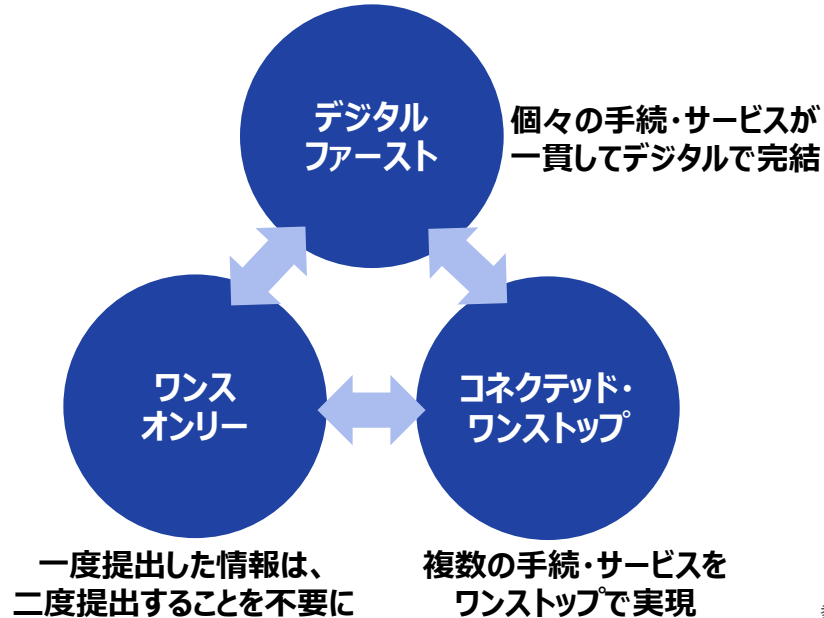
参考：一般社団法人OpenID ファウンデーション・ジャパン 民間事業者向け デジタル本人確認ガイドライン

“デジタル社会の実現”の観点（『デジタル社会の実現に向けた重点計画』より）

- ✓ 「デジタル社会形成のための基本原則」として行政手続きにおけるデジタル3原則が掲げられている
- ✓ 社会インフラである携帯電話においても、デジタル3原則を踏まえた本人確認手続きの必要性が高い

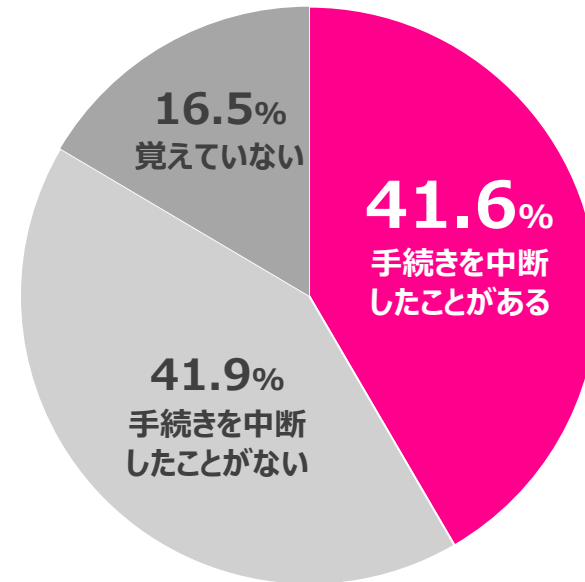
デジタル3原則

- ✓ デジタル3原則は行政手続きのオンライン化の基本原則とされている
- ✓ 携帯電話は既に社会的なインフラとなっていることから、ほぼ全ての国民が携帯法上の本人確認手続きに対処する必要が生じており、国民の利便性を確保する必要性は行政手続き同様に高い



(参考) 本人確認中に面倒になり中断したことがあるか？

オンラインや郵送・窓口での本人確認手続き中、面倒になり中断したことがあるのは41.6%



出典：MMD研究所「本人確認（eKYC）に関する調査」（2021年）

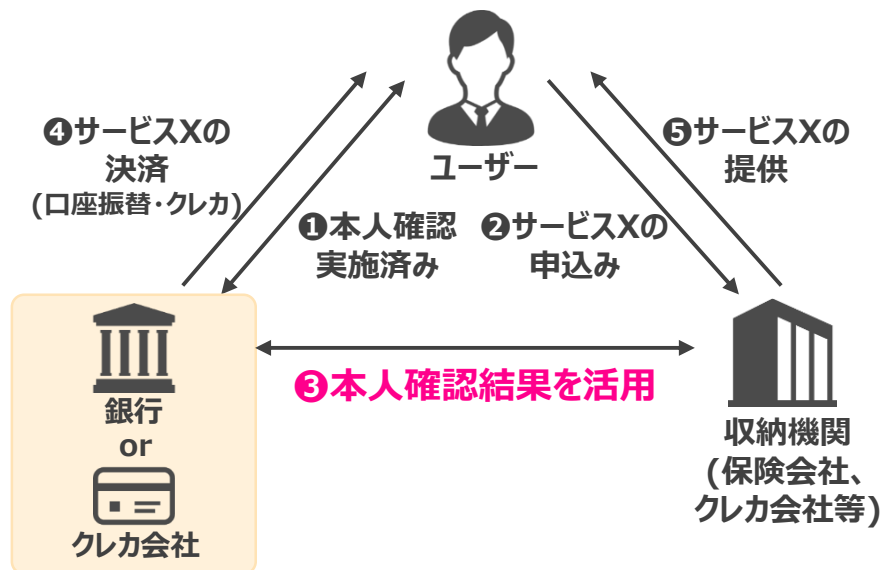
犯収法における、依拠による本人確認方法

- ✓ 犯収法においては、銀行やクレジットカード(以降クレカ)会社で既に行われた本人確認結果を活用する本人確認方法(依拠)が、2012年より実施されている
- ✓ 携帯法においては、他事業者による本人確認結果を活用する方法が認められていない

犯罪収益移転防止法 (犯収法)

施行規則 第十三条

- ✓ 銀行やクレカ会社が過去に実施した本人確認結果を活用
- ✓ 銀行やクレカ会社は収納機関(保険会社、クレカ会社等)が提供するサービスの決済も行う



本人確認の方法

携帯電話不正利用防止法 (携帯法)

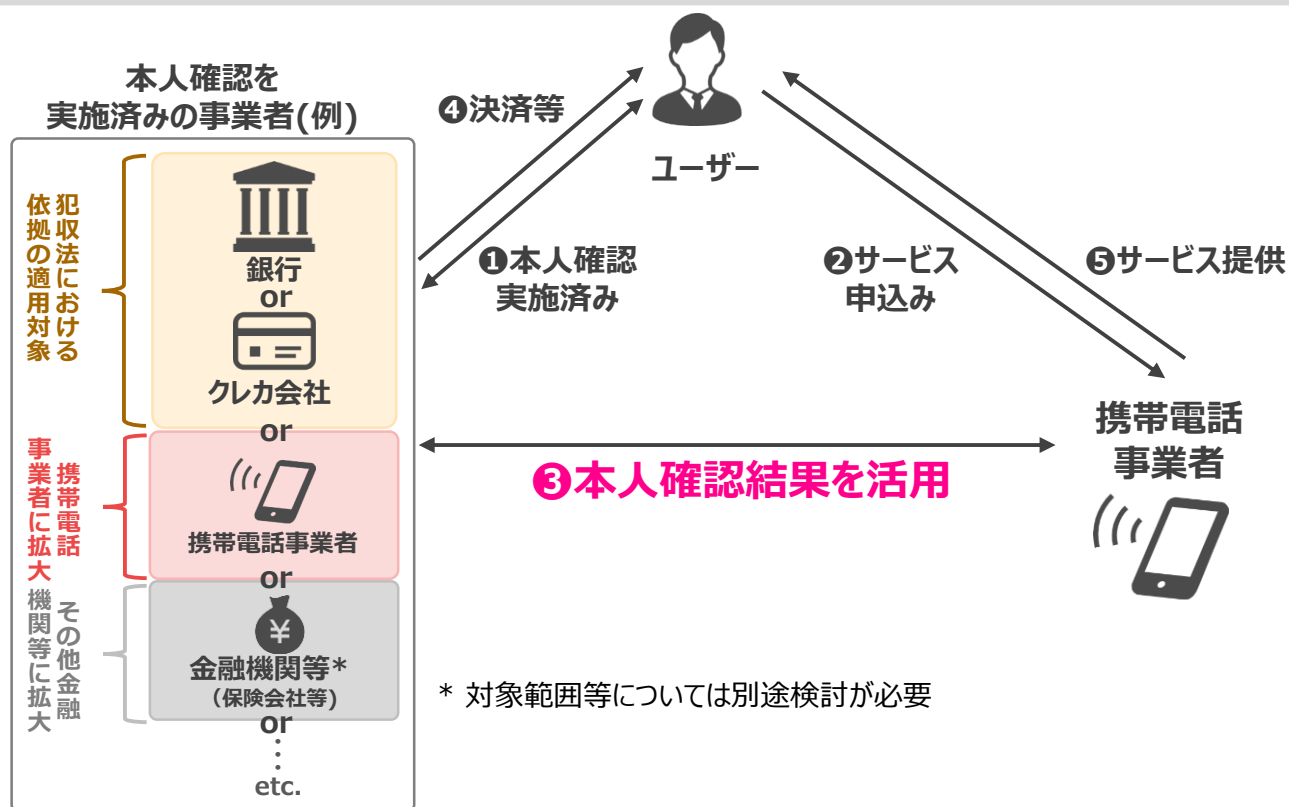
他事業者による本人確認結果を活用する方法は認められていない

- ✓ 本人確認手続の重複は社会的に大きなコストであることから、犯収法だけでなく、携帯法においても「依拠」制度の必要性がある
- ✓ 犯収法と携帯法の本人確認は、確認内容及び確認方法に共通する部分が多々あることから「依拠」制度を導入することの許容性がある

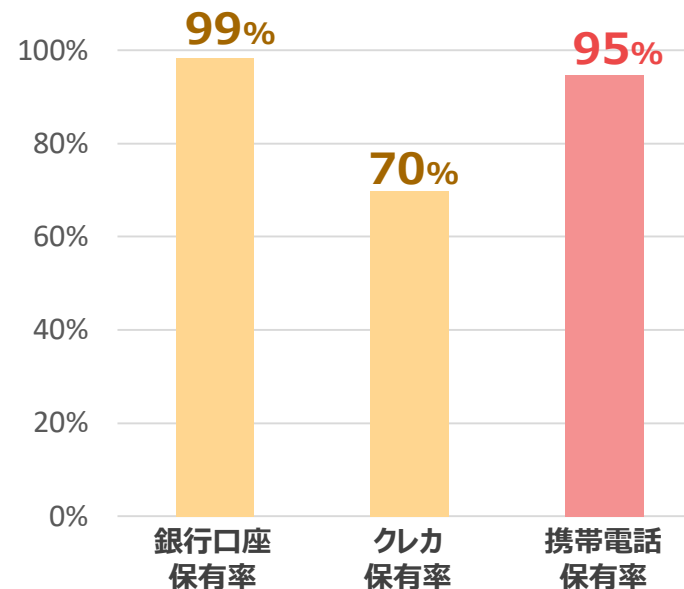
携帯法への依拠による本人確認方法の導入

- ✓ 携帯法においても、他事業者(金融機関(銀行、クレカ会社等)および他携帯電話事業者)が法令に基づき実施した本人確認結果を活用する本人確認方法を導入いただきたい
- ✓ 広く普及しているサービス間で安全に本人確認結果を活用することで、多くの国民が利便性向上を享受できる

携帯法における依拠による本人確認イメージ



日本におけるデジタルサービスの浸透度 (15歳以上)



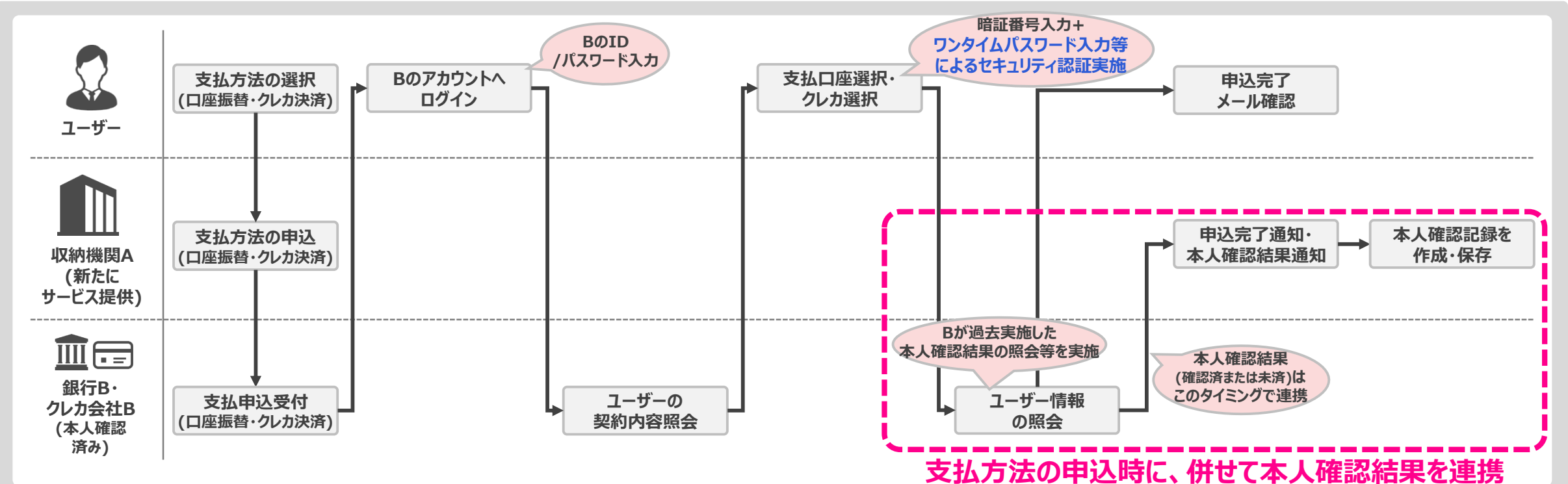
出典：金融庁「アジア諸国での金融デジタル化及び電子決済サービスの動向と、我が国との国際協調の展望に関する委託調査」より抜粋 (2023年)

本人確認結果を活用することで
多くの国民が利便性向上を享受

参考：犯収法に基づく依拠手続きフローの例

- ✓ 犯収法における依拠は、本人確認を実施済みの銀行・クレカ会社と、新たにサービスを提供する収納機関とのシステム連携により実施されており、支払方法の申込時に併せて本人確認結果を連携する仕組み
- ✓ 銀行・クレカ会社はセキュリティ認証を実施することで、「なりすまし」等の不適正利用抑止に取り組んでいる

フローのイメージ



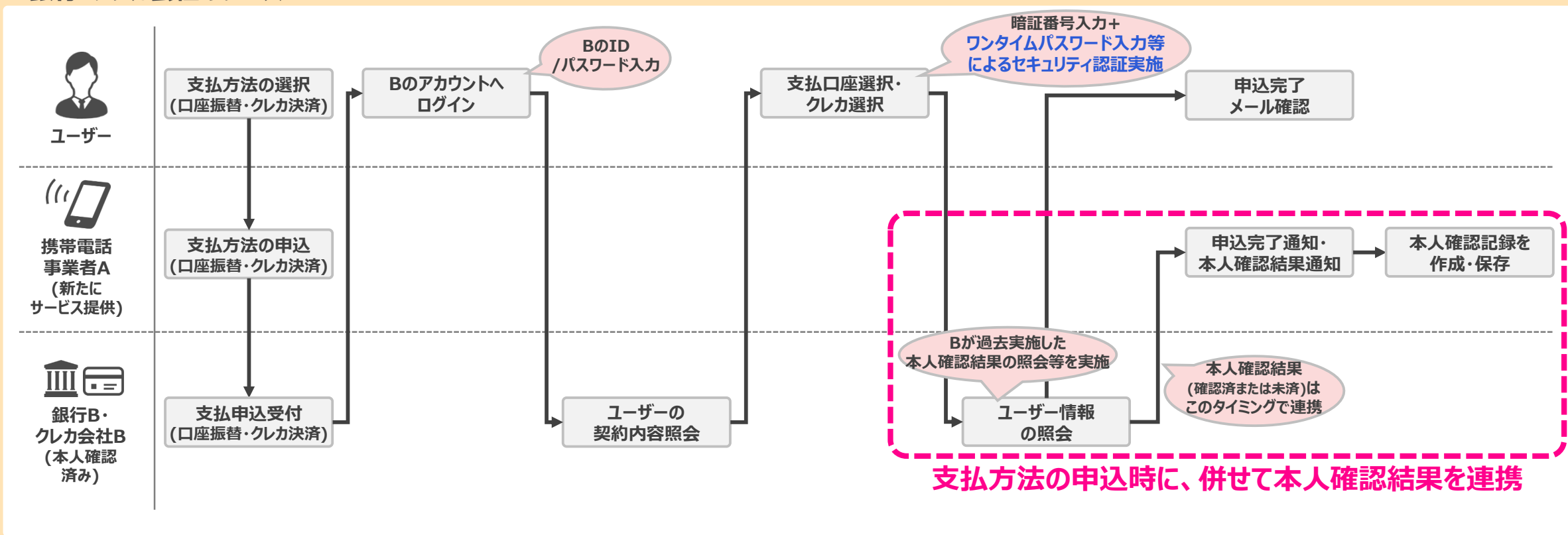
- ✓ 本人確認結果（確認済または未済）は支払申込が完了した場合、収納機関への完了通知のタイミングで情報連携
- ✓ 本人確認結果の提供により銀行・クレカ会社が手数料を徴収する、一種のオプションサービスとして提供

携帯法における依拠手続きフロー（銀行・クレカ会社の場合）

- ✓ 犯収法における依拠手続きフローと同様に、本人確認を実施済みの銀行・クレカ会社と、新たにサービスを提供する携帯電話事業者とのシステム連携によって、本人確認結果の活用が実施可能
- ✓ 銀行・クレカ会社はセキュリティ認証を実施することで、「なりすまし」等の不適正利用抑止に取り組む

フローのイメージ

■ 銀行・クレカ会社のケース

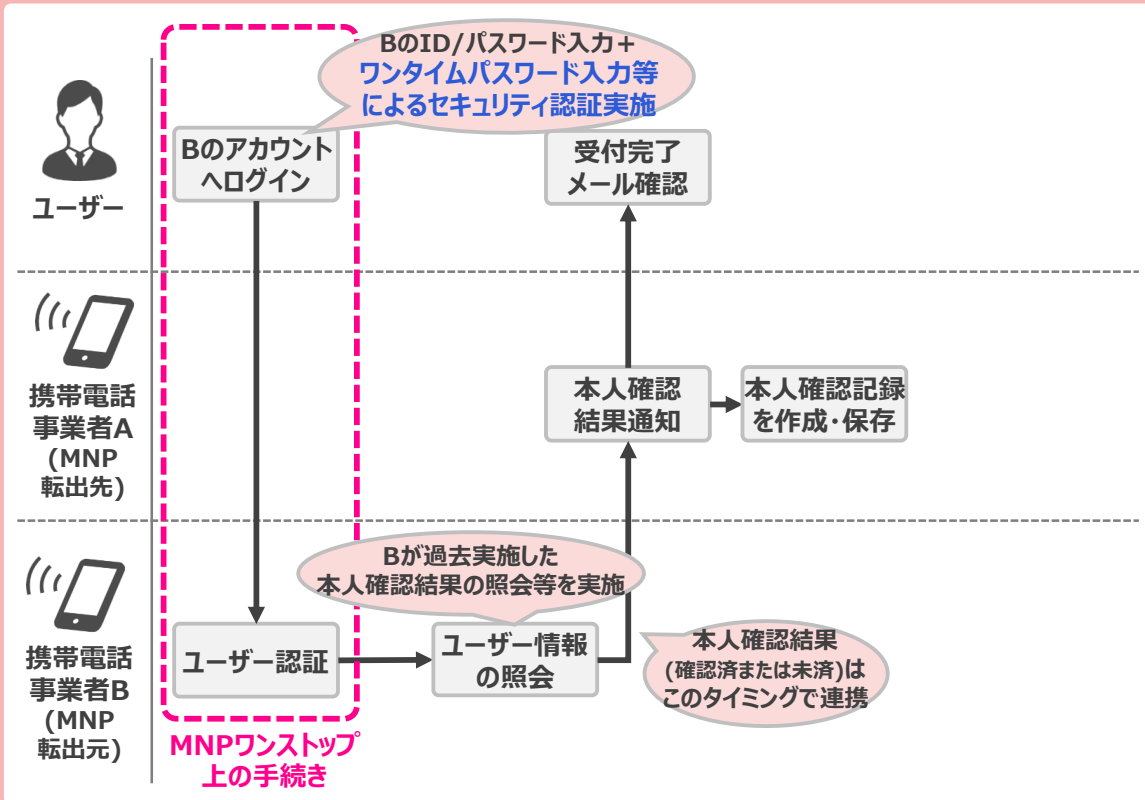


携帯法における依拠手続きフロー（携帯電話事業者間の場合）

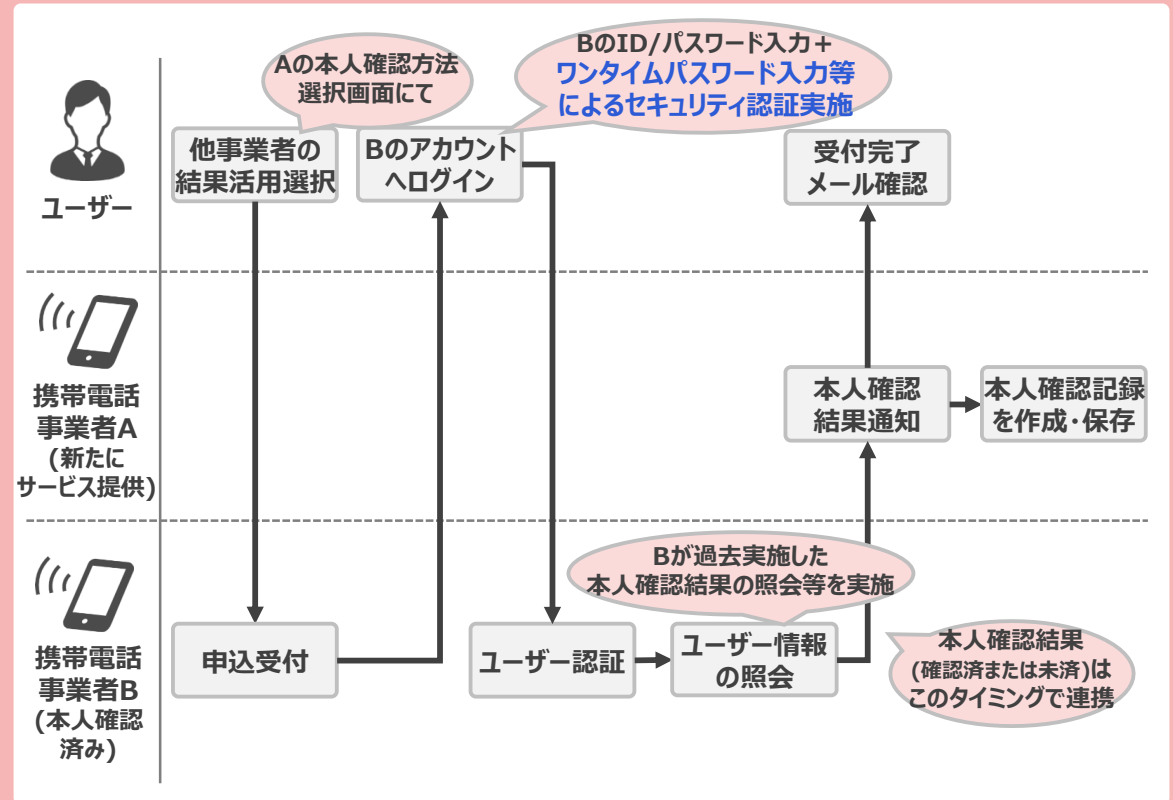
- ✓ 昨年開始したMNPワンストップの仕組みも参考に、既に携帯電話事業者において実績のあるサービス(※)等とシステム連携することにより、MNPや異なる事業者の回線を契約する際に、他事業者における本人確認結果の活用が実施可能
- ✓ 本人確認済みの携帯電話事業者がセキュリティ認証を実施することで、「なりすまし」等の不適正利用抑止に取り組む

フローのイメージ

■ MNPのケース



■ 新規契約のケース



参考：楽天モバイルの不適正利用対策（2024年4月時点）

構成員限り

参考 : MFA(Multi-Factor Authentication・多要素認証)

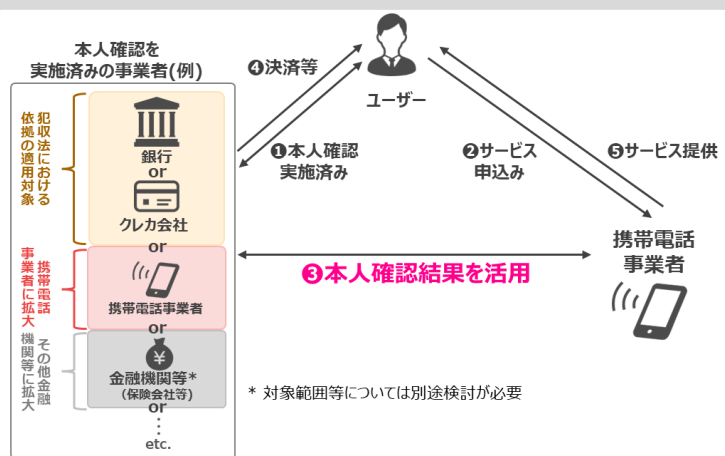
構成員限り

法人契約における本人確認方法見直し

- ✓ 法人契約における本人確認について、①依拠による方法、②貸与契約で認められている2回目以降の方法、③犯収法で認められているオンライン登記情報の利用、の3点を導入いただきたい

① 法人契約における代表者の本人確認 に関し依拠による方法を導入

携帯法における依拠による本人確認



個人契約と同様に、法人契約においても
利便性の向上や社会的コストの削減の
観点から、上記手続の導入が必要

② 2回目以降における本人確認方法を 法人契約にも導入

2回目以降における貸与時本人確認 (携帯法施行規則十九条五項)

過去3年以内に契約を行ったことのある者との
契約については、2回目以降は、

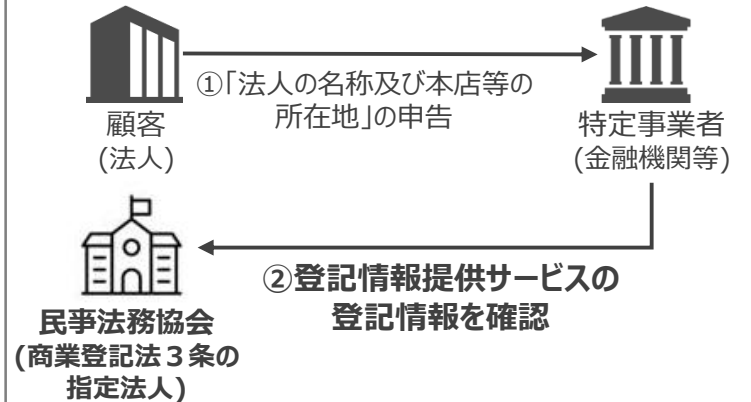
- ① 前回契約時の契約書など契約に係る書類を提示する方法
 - 又は
 - ② 本人しか知り得ない事項の提示 (ID・パスワードなど) を受ける方法
- により、本人確認を行うことが可能

参考：総務省

一度本人確認が済んでおり、
2回目以降の本人確認を簡略化しても、
リスクの程度が高いとは言えず、許容性がある

③ 「登記情報提供サービスの登記情報を用いた方法」を携帯法にも導入

登記情報提供サービスの登記情報を用いた方法 (犯収法施行規則六条一項三号ロ)



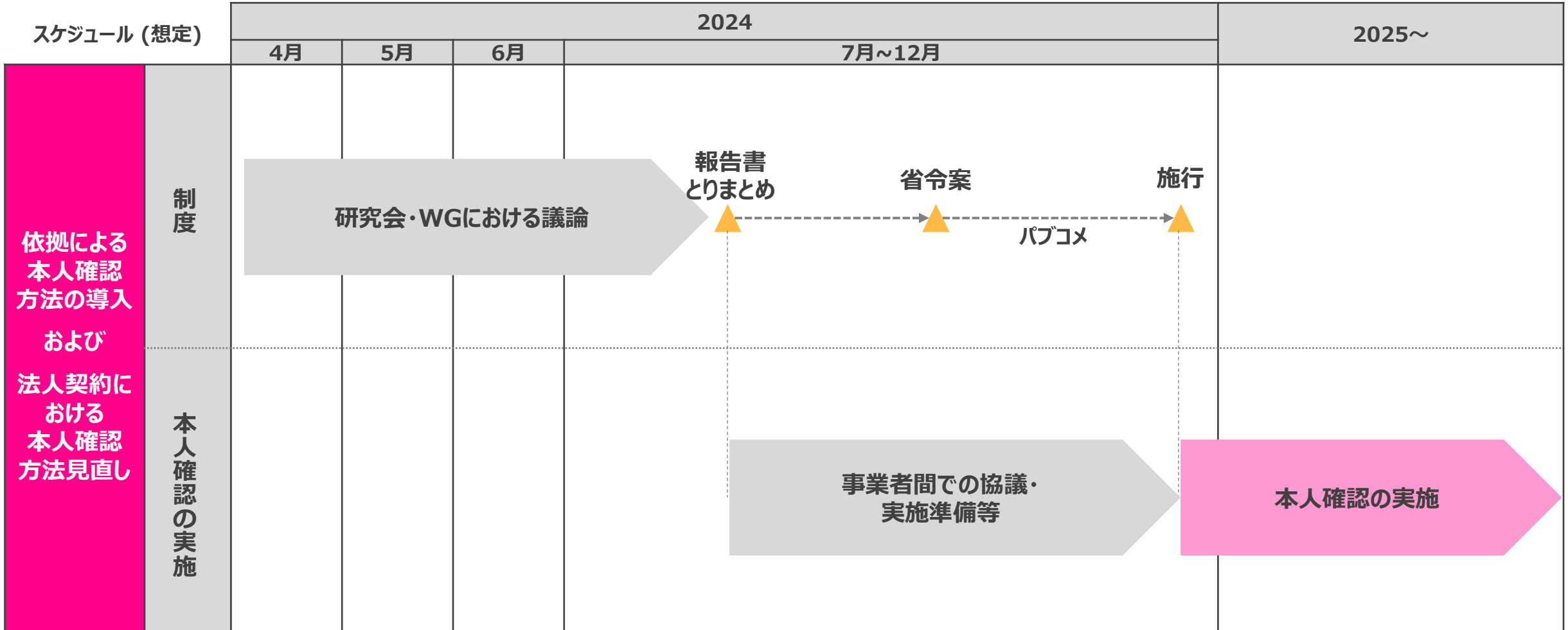
※取引担当者の本人確認も必要。非対面契約時かつ当該取引担当者が当該法人の代表権を有する役員として登記されていない場合は、顧客の本店等宛に取引関係文書を転送不要郵便物等で送付が必要。

参考：金融庁

携帯法における法人の本人確認においても
登記事項証明書等の提出が求められるため、
上記情報を用いる方法により利便性が向上

提供開始に向けたスケジュール要望

- ✓ 依拠による本人確認方法、および法人契約における本人確認方法見直しについては、2024年中に提供開始できることを要望



廃止の方向性となっている本人確認方法について

- ✓ 偽変造された本人確認書類が悪用されている実態から、本人確認方法の見直しが検討されている方向性は理解
- ✓ 廃止の方向性となっている本人確認方法(携帯法施行規則三条一項一号八、ハ)については、実施状況を検証・モニタリングし、他の方法が広く国民に使われている状況が実現されたことを十分確認したうえで廃止することを要望



本日のご説明内容のまとめ

- “不正利用の防止”および“デジタル社会の実現”の観点から、携帯電話契約時の本人確認について、犯収法同様に、他事業者(金融機関および他携帯電話事業者)が実施した本人確認結果を活用する方法を導入いただきたい。
導入する際は、犯収法同様に、セキュリティ認証を実施することで「なりすまし」等の不正利用抑止に取り組む
- 法人契約における本人確認について、①依拠による本人確認方法、②2回目以降の本人確認方法、③オンライン登記情報の利用の3点を導入いただきたい
- 本人確認方法の導入は2024年中に提供開始できることを要望。
なお、廃止の方向性となっている本人確認方法については、利用実態を検証・モニタリングし、他の方法が広く国民に使われている状況が実現されたことを十分確認したうえで廃止することを要望

参考：
楽天モバイルの不適正利用対策の詳細（2024年4月時点）

Rakuten Mobile